

第2期座間市
子ども・子育て支援事業計画
中間見直し

令和5年3月

座 間 市

1 子ども・子育て支援事業計画の見直しの背景

(1) 計画の背景

平成24年の子ども・子育て関連3法の成立を受け、すべての子どもや子育て家庭を総合的に支援する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から全国的に開始されました。

本市では、この新制度を円滑に実施していくために、それまでの次世代育成支援行動計画の主要事業を継承しつつ、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とする「座間市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援偉業の提供体制の確保に努めました。

その後、国では子ども・子育て支援法の改正や、「日本一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、「待機児童の解消」、「女性の就業率の向上」といった方向性を打ち出しました。

本市では、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化などに対応し、前述のような国の方向性を施策に反映するため、令和2年3月に第2期の「座間市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

(2) 計画の内容

本事業計画は5年を一期とし令和2年度から令和6年度までを計画期間としています。

子ども・子育て支援法に基づく教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」やそれに対する「提供体制の確保の内容、その実施時期（確保方策）」について定めているほか、平成17年度から定めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく本市の子ども・子育て支援に係る総合計画である「次世代育成支援対策行動計画」を包含する形で策定しています。

また、「新・放課後子ども総合プラン」についても包含し、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく子どもの貧困対策についての計画の性格も持ち合わせています。

◆計画の期間

平成 22年度~26年度	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
座間市次世代 育成支援（子 育て支援）行 動計画（後期 計画）	第1期計画									
			中間 見直し		改定	本計画		（第2期計画）		
								中間 見直し		改定

(3) 事業計画の中間見直し

ア 教育・保育の量の見込み等の見直し

国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」によれば、令和3年4月1日時点の実績値と教育・保育給付認定区分ごとの市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）とを比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し見直し作業を行う必要があるとされています。

令和3年度の実績では、2号認定及び3号認定において乖離が10%以上となっており見直しが必要です。

イ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等の見直し

地域子ども・子育て支援事業は市町村が地域の実情に合わせて実施する事業のことで子ども・子育て支援法第59条に規定されています。

国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」によれば、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容についても必要に応じ見直しを行うこととされています。

第2期座間市子ども・子育て支援事業計画に掲載されている地域子ども・子育て支援事業11事業のうち地域子育て支援拠点事業及び実費徴収に係る補足給付を行う事業について見直しを行います。

2 見直しの内容

(1) 教育・保育の量の見込み等の見直し

認定区分別の令和3年度実績における策定時見込と実績の乖離をまとめたものが次の表です。2号認定及び3号認定において10%以上の乖離（2号認定18.8%、3号認定13.7%）が生じています。

区分		子どもの年齢	R3年度		
			策定時見込	実績	乖離
1号認定	合計	3～5歳	1,479	1,472	99.5%
2号認定	合計		1,348	1,602	118.8%
	幼稚園		351	498	141.9%
	保育園		997	1,104	110.7%
3号認定	合計	0～2歳	1,038	896	86.3%
	0歳	0歳	161	151	93.8%
	1～2歳	1～2歳	877	745	84.9%

ア 人口推計の見直し

国が発表した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」では、教育・保育の量の見込みについて、類型ごとに推計児童数と利用意向率（保育園や幼稚園等を希望する人の割合）を掛け合わせて算出することとされています。

その算出に用いる推計児童数について計画策定時の見込みと令和2年度から令和4年度の実績値を比較すると次の通りです。当初の見込みよりも実績値が下回るという結果になりました。

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	0歳	1・2歳	3～5歳	合計	0歳	1・2歳	3～5歳	合計	0歳	1・2歳	3～5歳	合計
計画策定時推計値	948	1,923	2,803	5,674	931	1,896	2,827	5,654	911	1,873	2,831	5,615
実績値 (各年10月1日現在)	853	1,869	2,857	5,579	857	1,765	2,887	5,509	866	1,783	2,824	5,473

令和5年度及び令和6年度について最新の人口推計により推計児童数を算出した結果、次の通りとなりました。

	令和5年度				令和6年度			
	0歳	1・2歳	3～5歳	合計	0歳	1・2歳	3～5歳	合計
計画策定時推計値	897	1,837	2,825	5,559	878	1,804	2,782	5,464
見直し後推計値	854	1,755	2,808	5,417	839	1,729	2,687	5,255

イ 認定区分ごとの見直し内容

【1号認定】

1号認定については量の見込みは変更しませんが、確保量については次のように変更します。

		令和5年度	令和6年度
①量の見込み	見直し前	1,453	1,418
	見直し後	1,453	1,418
②確保量	確保量：幼稚園（見直し前）	663	663
	確保量：幼稚園（見直し後）	869	869
	確保量：確認を受けない幼稚園 （見直し前）	1,155	1,155
	確認を受けない幼稚園 （見直し後）	949	949
	合計（見直し後）	1,818	1,818
	合計（見直し後）	1,818	1,818
過不足（見直し後）		365	400

確保方策

1号認定については、既存の幼稚園の定員の中で量の見込の受入れを図ります。

【2号認定：幼稚園を希望】

2号認定のうち、幼稚園希望者については、量の見込みを次のように変更します。

		令和5年度	令和6年度
①量の見込み	見直し前	343	336
	見直し後	360	417
②確保量	幼稚園（見直し前）	432	432
	幼稚園（見直し後）	432	432
過不足（見直し後）		72	15

確保方策

2号認定（幼稚園を希望）については、既存の幼稚園の定員の中で量の見込の受入れを図ります。

【2号認定：保育園を希望】

2号認定のうち、保育園希望者については、量の見込み及び確保量を次のように変更します。

		令和5年度	令和6年度
①量の見込み	見直し前	1,029	1,028
	見直し後	1,073	1,048
②確保量	保育園（見直し前）	1,180	1,206
	保育園（見直し後）	1,156	1,158
	認可外保育施設 （企業主導型保育施設）（見直し前）	9	9
	認可外保育施設 （企業主導型保育施設）（見直し後）	9	9
	合計（見直し前）	1,189	1,215
	合計（見直し後）	1,165	1,167
過不足（見直し後）		92	119

確保方策

2号認定（保育園を希望）については、既存の保育園や認可外保育施設（企業主導型）の定員の中で量の見込の受入れを図ります。

【3号認定：0歳】

3号認定0歳については、量の見込み及び確保量を次のように変更します。

		令和5年度	令和6年度
①量の見込み	見直し前	155	152
	見直し後	171	178
②確保量	保育園（見直し前）	153	153
	保育園（見直し後）	160	167
	小規模保育事業（見直し前）	5	5
	小規模保育事業（見直し後）	8	11
	家庭的保育事業（見直し前）	2	2
	家庭的保育事業（見直し後）	2	2
	認可外保育施設 （企業主導型保育施設）（見直し前）	27	27
	認可外保育施設 （企業主導型保育施設）（見直し後）	27	27
	合計（見直し前）	187	187
	合計（見直し後）	197	207
過不足（見直し後）		26	29

確保方策

3号認定（0歳）については、既存の保育園や認可外保育施設（企業主導型）の定員の中で量の見込の受入れを図ります。

【3号認定：1・2歳】

3号認定1・2歳については、量の見込み及び確保量を次のように変更します。

		令和5年度	令和6年度
①量の見込み	見直し前	850	835
	見直し後	757	761
②確保量	保育園（見直し前）	529	563
	保育園（見直し後）	516	537
	小規模保育事業（見直し前）	14	14
	小規模保育事業（見直し後）	30	46
	家庭的保育事業（見直し前）	8	8
	家庭的保育事業（見直し後）	8	8
	一時預かり事業 （幼稚園型Ⅱ）（見直し前）	235	235
	一時預かり事業 （幼稚園型Ⅱ）（見直し後）	63	63
	認可外保育施設 （企業主導型保育施設）（見直し前）	125	125
	認可外保育施設 （企業主導型保育施設）（見直し後）	140	123
	合計（見直し前）	911	945
	合計（見直し後）	757	777
	過不足（見直し後）	0	16

確保方策

3号認定（1・2歳）については、既存の保育園や認可外保育施設（企業主導型）の定員増とともに2歳児を定期的に幼稚園で預かる「一時預かり（幼稚園型Ⅱ）」の導入を促し、必要な利用定員数の受入れを図ります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等の見直し

ア 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、計画策定時の量の見込み（年間延べ利用者数）よりも令和2年度及び令和3年度の実績が下回りました。

		R2	R3
計画	量の見込み	42,159	43,027
	確保目標量	3	3
実績	実績値	18,762	25,354
	確保量	3	3

今後も新型コロナウイルス感染症の影響は続くと考えられることから令和5年度及び令和6年度の量の見込みについて次のように変更します。

		R5	R6
見直し前	量の見込み	44,539	45,128
	確保目標量	3	3
見直し後	量の見込み	28,200	29,600
	確保目標量	3	3

イ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は当初の計画策定時の量の見込み（年間延べ支給児童数）よりも令和2年度及び令和3年度の実績が下回りました。

		R2	R3
計画	量の見込み	2,916	2,916
	確保目標量	2,916	2,916
実績	実績値	1,561	1,560
	確保量	1,561	1,560

これらの実績を考慮し、令和5年度及び令和6年度の量の見込みについて次のように変更します。

		R5	R6
見直し前	量の見込み	2,916	2,916
	確保目標量	2,916	2,916
見直し後	量の見込み	1,936	1,936
	確保目標量	1,936	1,936